

申請書面・登録審査等の細則

(登録審査)

第1条 本細則に定めるところによる。

本自主基準登録審査は書面審査により行うものとする。

申請者から提出された下記の必要書面に不備がない場合に限り登録を行うものとする。

必要書面とは次の書面を指す

- ・登録申請書の原本（類別申請がある場合は類別登録書も含む）（必須）
- ・指定試験場の保安基準適合証明の写し（必須）
- ・指定試験場の試験成績書の写し（必須）
- ・申請製品の写真（A4 カラー）（必須）
- ・電波適合証明書の写し（電波利用機器がある場合必須、公的な試験場による電波法適合を証明できる書類の写し）
- ・申請製品の仕様書（カタログ、取扱説明書、取付説明書など、必須）
- ・申請会社の概要の分かるもの（非会員のみ必須）
- ・その他添付資料（適宜準備する）

ただし、当該製品の登録申請ならびに 審査において虚偽などの不正行為が判明した場合、登録を行わないことができる。

(代表型式および類別型式による登録の申請)

第2条 申請者は第1条記載の必須書面のすべてを提出することで代表する型式にて製品の登録申請を行うことができる。

但し、代表する型式に加えてオプション等の組み合わせにて類別型式の登録を行う場合は、試験に最も不利な組み合わせにて試験を実施し、登録を行うすべての型式を登録申請書及び類別追加登録書に記入して登録申請時に同時に提出するものとする。

(類別型式追加登録の申請及び変更登録の申請)

第3条 代表型式の登録後、新たに代表型式と同一仕様の類別型式の製品を追加登録する場合または登録済み型式の登録内容を変更する場合は、指定試験場発行の保安基準適合証明書を登録申請書および類別追加登録申請書に添付し申請するものとする。

なお、指定試験場発行の保安基準適合証明書に記載の申請者名、製品名、製品型式は登録申請書記載の内容と同一であることとする。

(試験の申請)

第4条 申請者は製品の登録に先立ち別に定める試験の実施細則に従い、指定試験場で試験を行うものとする。試験の申請は指定の試験依頼書および試験商品仕様書に必要事項をすべて記載し、製品を添えて依頼するものとする。

なお、代表型式の登録後、新たに類別型式の追加登録を行う場合または、登録済型式の登録内容を変更する場合は、新たに登録を希望する類別型式が記載された指定試験場発行の保安基準適合証明書を類別追加登録申請書に添付し提出すること。

(一部社内試験による登録の申請)

第5条 一部社内試験による登録を申請する場合には登録申請書に試験場の試験成績書と自社試験成績証明書、機器校正証明書及び商品仕様書を添付して申請する。

以下の試験は社内試験の対象外とする。

協定規則第163号7.2.11. 車室内を盗難から保護するための装置の試験

協定規則第163号7.2.12. 電磁両立性

協定規則第163号7.2.13. 自動車に衝撃を受けたときの誤警報に対する安全性

協定規則第163号7.2.15. 車室内制御の誤警報に対する安全性

試験成績書と自社試験成績証明書による審査の結果、指定試験場において適合と認められたものについては、登録管理業務を行う。

機器校正証明書の提出の無い場合自社試験成績書に原則として本項は適用しない。

(登録取り消し)

第6条 次の各号の一にあたる場合は、委員会の決議を経て登録済みの製品について登録の取り消しを行うことができる。

- 1 当委員会の各規約、細則に従わなかった場合
- 2 過去の登録において虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- 3 当工業会および当委員会の信頼を失墜する行為を行った場合
- 4 『市場抜取試験に関する細則』にて別途定める登録抹消の条件を満たす場合
- 5 代表型式の製品が登録取消となった場合その類別型式の製品
- 6 登録製品の仕様が登録申請時から著しく変更されていることが判明した場合
- 7 登録申請者が倒産または事業の清算、廃業をした場合
- 8 その他当委員会の決議を経て登録不相当と判断した場合

(変更の届出)

第7条 申請者は社名、住所などの変更があった場合、事由発生から原則として30日以内に速やかにその旨を記載した書面を当委員会に届け出るものとする。

(その他)

第8条 申請書には申請業務の担当者名を記載し、申請した会社（国内に登記のある法人に限る）が試験・登録の申請に関する一切の責任を負う。

附則 平成23年3月31日 改訂

令和5年12月4日 改訂